

2024 年 4 月

一般財団法人日本品質保証機構

計量計測部門 ソリューションサービス課

【募集要項】 <個別参加型> 「2024 年度 高周波電力計技能試験」

✓ 技能試験の実施概要

技能試験名称 (技能試験番号)	2024 年度 高周波電力計技能試験 (JQA-PT-2024-016n [n=1~9]) ※技能試験番号の「n」は、お申し込みいただいた際に当機構にて 1 から 9 までのいずれかの数字を割り当てます。	
技能試験項目	高周波電力	
技能試験品目 (仲介器)	高周波電力計	
技能試験品目 (仲介器) の詳細	パワーメータ : N1913A (アジレント・テクノロジー) パワーセンサ : N8481A (アジレント・テクノロジー)	
技能試験ポイント	電力 : 1 mW。周波数は以下の値からお選びください。 10 MHz、30 MHz、50 MHz、70 MHz、100 MHz、300 MHz、 500 MHz、700 MHz、1 GHz、2 GHz、3 GHz、4 GHz、5 GHz、6 GHz、 7 GHz、8 GHz、9 GHz、10 GHz、11 GHz、12 GHz、13 GHz、14 GHz、 15 Hz、16 GHz、17 GHz、18 GHz ※「校正係数」とその拡張不確かさを報告いただきます。	
参照機関の校正において想定される拡張不確かさ (包含係数 $k=2$) ※付与値の拡張不確かさは、この値よりも大きくなる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 MHz, 30 MHz, 50 MHz, 70 MHz, 100 MHz, 300 MHz, 500 MHz, 700 MHz, 1 GHz, 2 GHz, 3 GHz, 4 GHz, 5 GHz, 6 GHz : 0.6 % ・ 7 GHz, 8 GHz : 0.8 % ・ 9 GHz, 10 GHz, 11 GHz, 12 GHz : 0.9 % ・ 13 GHz : 1.0 % ・ 14 GHz, 15 GHz, 16 GHz, 17 GHz, 18 GHz : 1.4 % 	
技能試験品目 (仲介器) が対応する JCSS 区分	登録に係る区分の名称	電気 (高周波) 及び電磁界
	校正手法の区分の呼称	高周波測定器等
	計量器等の種類	高周波電力測定装置
技能試験品目 (仲介器) が対応する JAB 区分	分類コード	M12.11
	分野 (方法)	電磁気量 (高周波)
	クラス (1)	RF 電圧・電流・電力計
	クラス (2)	—
	クラス (3)	—

技能試験品目（仲介器）の搬入日・搬出日	「技能試験日程及び技能試験品目回付に関する連絡書」にて、別途ご連絡いたします。
参照機関	一般財団法人日本品質保証機構 計量計測センター (JCSS 登録・認定番号：0029)
技能試験品目（仲介器）の持ち回り方法	参照機関 ⇒ 参加者 ⇒ 参照機関
技能試験報告書および技能試験判定結果報告書の発行予定時期	参加者からの技能試験品目（仲介器）搬出日から起算して 27 営業日以内（中間報告書の発行はございません）
参加費用（税込）	・ご希望のポイントおよび実施期間等によって異なります。詳細はお問い合わせください。 ※参加費用は、「技能試験報告書」発行時に請求いたします。
特記事項	本技能試験は ISO/IEC 17043 認定範囲内（JAB による認定番号：PTP00080）で実施する技能試験であり、「技能試験報告書」の表紙には MRA 複合シンボルマーク（ILAC-MRA マーク＋JAB 認定シンボル）が表示されます。 <認定情報> https://www.jab.or.jp/certification_institutions/814

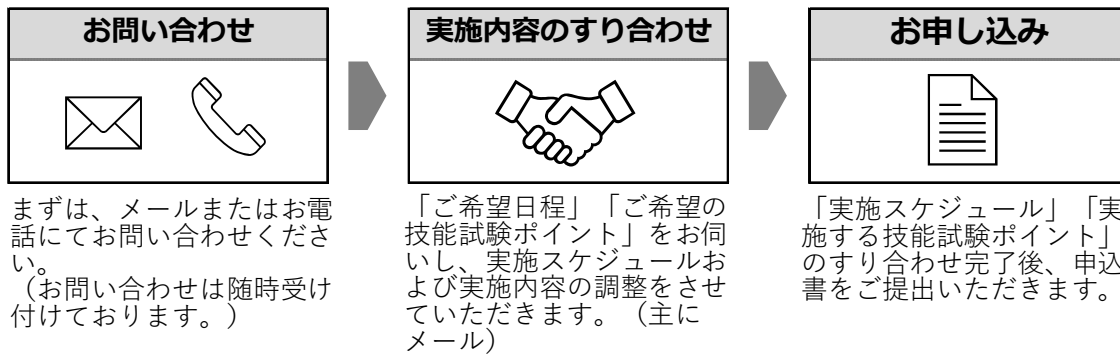
✓ **参加要件について**

参加要件は、以下のとおりです。

- ・上記「技能試験の実施概要」に記載の技能試験項目、技能試験品目（仲介器）および技能試験ポイントにおいて、校正を実施するための手順を有し、校正の不確かさの算出が可能であること。
- ・本募集要項および技能試験参加申込書の別紙ご了承事項に同意いただけること。

✓ **お申し込みについて**

お申し込みまでの流れ



申込書	「技能試験参加申込書」（所定様式）
申し込み方法	申込書に必要事項を入力いただき、記名押印または自署の上、メール添付にてお問い合わせ先欄に記載のアドレス宛にご送付ください。

✓ **機密保持について**

- ・参加者に関する情報については、機密事項として取り扱い、技能試験業務においてのみ使用いたします。
- ・法令等に基づき規制当局等から要求された場合を除き、あるいは、参加者から同意がある場合を除き、情報の公開や公表を行うことはありません。
- ・規制当局や認定機関等の要求により、参加者名を伏せた技能試験報告書について、その内容を提供することがあります。

✓ **異議申し立てについて**

当機構が発行する技能試験報告書および技能試験判定結果報告書について異議申し立てがございましたら、次の必要事項を明記した文書をメールに添付して、発行日より 30 日以内にお問い合わせ先欄に記載のアドレス宛にご送付ください。

- ・申立人の連絡先（会社名・所属、氏名、住所、電話番号、メールアドレス）
- ・技能試験番号
- ・参加事業者名
- ・異議申し立ての具体的内容

注）申立人の個人情報、異議申し立てに関する連絡調整にのみ使用します。

<お問い合わせ先>

一般財団法人日本品質保証機構 計量計測部門 ソリューションサービス課

〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-4-4

TEL : 042-641-6979 / E-mail : keiry-pt@jqa.jp

以上